

社会福祉法人

日本肢体不自由児協会

定 款

令和5年3月6日変更認可

たとえ肢体に不自由なところあるも、次の社会を担って我邦の将来を決しなければならない児童達に、くもりのない魂と希望をもたせ、その天稟をのばさせなければならない。それには児童を一人格として尊重しながら、先づ不自由な個処の克服につとめ、その個性と能力とに依じて育成し、以って彼等が将来自主的に社会の一員としての責任を果すことが出来るように、吾人は全力を傾盡しなければならない。

—高木憲次博士 「療育の理念」より—  
（「療育の碑」碑文全文）

# 社会福祉法人日本肢体不自由児協会定款

## 第1章 総則

### (目的)

第1条 この社会福祉法人（以下「法人」という。）は、法人創設者が提唱した「療育の理念」に基づき、多様な福祉サービスがその利用児者の意向を尊重して総合的に提供されるよう総意努力することにより、利用児者が、個人の尊厳を保持しつつ、心身ともに健やかに育成され、自立した生活を地域社会で営むことができるよう支援することを目的として、次の社会福祉事業を行う。

#### (1) 第一種社会福祉事業

(イ) 心身障害児総合医療療育センターの受託経営

#### (2) 第二種社会福祉事業

(イ) 肢体不自由児中央療育相談所の経営

(ロ) 児童厚生施設高木記念日本平ロッジの経営

(ハ) 障害児通所支援事業の経営

(ニ) 障害福祉サービス事業の経営

(ホ) 補装具製作事業の経営（補装具製作施設）

2 心身障害児総合医療療育センターが実施する事業については別に定めるところによる。

### (名称)

第2条 この法人は、社会福祉法人日本肢体不自由児協会という。

### (経営の原則等)

第3条 この法人は、社会福祉事業の主たる担い手としてふさわしい事業を確実、効果的かつ適正に行うため、自主的にその経営基盤の強化を図るとともに、その提供する福祉サービスの質の向上並びに事業経営の透明性の確保を図り、もって地域福祉の推進に努めるものとする。

2 この法人は、地域社会に貢献する取組として、心身障害児者等を支援するため、無料又は低額な料金で福祉サービスを積極的に提供するものとする。

### (事務所の所在地)

第4条 この法人の事務所を東京都板橋区小茂根1丁目1番7号に置く。

## 第2章 評議員

### (評議員の定数)

第5条 この法人に評議員8名以上を置く。

### (評議員の選任及び解任)

第6条 この法人に評議員選任・解任委員会を置き、評議員の選任及び解任は、評議員選任・解任委員会において行う。

- 2 評議員選任・解任委員会は、監事1名、事務局員1名、外部委員2名の合計4名で構成する。
- 3 選任候補者の推薦及び解任の提案は、理事会が行う。評議員選任・解任委員会の運営についての細則は、理事会において定める。
- 4 選任候補者の推薦及び解任の提案を行う場合には、当該者が評議員として適任及び不適任と判断した理由を委員に説明しなければならない。
- 5 評議員選任・解任委員会の決議は、委員の過半数が出席し、その過半数をもって行う。ただし、外部委員の1名以上が出席し、かつ、外部委員の1名以上が賛成することを要する。

### (評議員の任期)

第7条 評議員の任期は、選任後4年以内に終了する会計年度のうち最終のものに関する定時評議員会の終結の時までとし、再任を妨げない。

- 2 任期の満了前に退任した評議員の補欠として選任された評議員の任期は、退任した評議員の任期の満了する時までとすることができる。
- 3 評議員は、第5条に定める定数に足りなくなるときは、任期の満了又は辞任により退任した後も、新たに選任された者が就任するまで、なお評議員としての権利義務を有する。

### (評議員の報酬等)

第8条 評議員に対して、各年度の総額が400,000円の範囲で、評議員会において別に定める報酬等の支給基準によって算定した額を、報酬として支給することができる。

## 第3章 評議員会

### (構成)

第9条 評議員会は、全ての評議員をもって構成する。

(権限)

第10条 評議員会は、次の事項について決議する。

- (1) 理事及び監事並びに会計監査人の選任又は解任
- (2) 理事及び監事の報酬等の額
- (3) 理事及び監事並びに評議員に対する報酬等の支給基準
- (4) 計算書類（貸借対照表及び収支計算書）及び財産目録の承認
- (5) 定款の変更
- (6) 残余財産の処分
- (7) 基本財産の処分
- (8) 社会福祉充実計画の承認
- (9) その他評議員会で決議するものとして法令又はこの定款で定められた事項

(開催)

第11条 評議員会は、定時評議員会として毎年度6月に1回開催するほか、必要がある場合に開催する。

(招集)

第12条 評議員会は、法令に別段の定めがある場合を除き、理事会の決議に基づき理事長が招集する。

- 2 評議員は、理事長に対し、評議員会の目的である事項及び招集の理由を示して、評議員会の招集を請求することができる。

(決議)

第13条 評議員会の決議は、決議について特別の利害関係を有する評議員を除く評議員の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

- 2 前項の規定にかかわらず、次の決議は、決議について特別の利害関係を有する評議員を除く評議員の3分の2以上に当たる多数をもって行わなければならない。
  - (1) 監事の解任
  - (2) 定款の変更
  - (3) その他法令で定められた事項
- 3 理事又は監事を選任する議案を決議するに際しては、各候補者ごとに第1項の決議を行わなければならない。理事又は監事の候補者の合計数が第15条に定める定数を上回る場合には、過半数の賛成を得た候補者の中から得票

数の多い順に定数の枠に達するまでの者を選任することとする。

- 4 第1項及び第2項の規定にかかわらず、評議員（当該事項について議決に加わることができるものに限る。）の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、評議員会の決議があったものとみなす。

（議事録）

第14条 評議員の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。

- 2 議長及び会議に出席した評議員のうちから選出された議事録署名人2名がこれに記名押印する。

#### 第4章 役員及び会計監査人並びに職員

（役員及び会計監査人の定数）

第15条 この法人には、次の役員を置く。

- (1) 理事 7名以上
- (2) 監事 2名
- 2 理事のうち、1名を会長、1名を理事長、2名を常務理事とする。
- 3 前項の会長は名誉職とし、常務理事2名をもって同法第45条の16第2項第2号の業務執行理事とする。
- 4 この法人に会計監査人を置く。

（役員及び会計監査人の選任）

第16条 理事及び監事並びに会計監査人は、評議員会の決議によって選任する。

- 2 会長及び理事長並びに常務理事は、理事会の決議によって理事の中から選定する。

（理事の職務及び権限）

第17条 理事は、理事会を構成し、法令及びこの定款で定めるところにより、職務を執行する。

- 2 理事長は、法令及びこの定款で定めるところにより、この法人を代表し、その業務を執行し、常務理事は、理事会において別に定めるところにより、この法人の業務を分担執行する。
- 3 理事長及び常務理事は、毎会計年度に4か月を超える間隔で2回以上、自己の職務の執行の状況を理事会に報告しなければならない。

(監事の職務及び権限)

第18条 監事は、理事の職務の執行を監査し、法令で定めるところにより、監査報告を作成する。

2 監事は、いつでも、理事及び職員に対して事業の報告を求め、この法人の業務及び財産の状況を調査することができる。

(会計監査人の職務及び権限)

第19条 会計監査人は、法令の定めるところにより、この法人の計算書類（貸借対照表、資金収支計算書及び事業活動計算書）並びにこれらの附属明細書及び財産目録を監査し、会計監査報告書を作成する。

2 会計監査人は、いつでも、次に掲げるものの閲覧及び謄写をし、又は理事及び職員に対し、会計に関する報告を求めることができる。

(1) 会計帳簿又はこれに関する資料が書面をもって作成されているときは、当該書面

(2) 会計帳簿又はこれに関する資料が電磁的記録をもって作成しているときは、当該電磁的記録に記録された事項を法令で定める方法により表示したもの

(役員及び会計監査人の任期)

第20条 理事又は監事の任期は、選任後2年以内に終了する会計年度のうち最終のものに関する定時評議員会の終結の時までとし、再任を妨げない。

2 補欠として選任された理事又は監事の任期は、前任者の任期の満了する時までとすることができる。

3 理事又は監事は、第15条に定める定数に足りなくなるときは、任期の満了又は辞任により退任した後も、新たに選任された者が就任するまで、なお理事又は監事としての権利義務を有する。

4 会計監査人の任期は、選任後1年以内に終了する会計年度のうち最終のものに関する定時評議員会の終結の時までとする。ただし、その定時評議員会において別段の決議がなされなかったときは、再任されたものとみなす。

(役員及び会計監査人の解任)

第21条 理事又は監事が、次のいずれかに該当するときは、評議員会の決議によって解任することができる。

(1) 職務上の義務に違反し、又は職務を怠ったとき。

(2) 心身の故障のため、職務の執行に支障があり、又はこれに堪えないとき。

- 2 会計監査人が、次のいずれかに該当するときは、評議員会の決議によって解任することができる。
  - (1) 職務上の義務に違反し、又は職務を怠ったとき。
  - (2) 会計監査人としてふさわしくない非行があったとき。
  - (3) 心身の故障のため、職務の執行に支障があり、又はこれに堪えないとき。
- 3 監事は、会計監査人が、前項各号のいずれかに該当するときは、監事全員の同意により、会計監査人を解任することができる。この場合、監事は、解任した旨及び解任の理由を、解任後最初に招集される評議員会に報告するものとする。

(役員及び会計監査人の報酬等)

- 第22条 理事及び監事に対して、評議員会で別に定める総額の範囲内で、評議員会において別に定める報酬等の支給の基準にしたがって算定した額を報酬等として支給することができる。
- 2 会計監査人に対する報酬等は、監事の過半数の同意を得て、理事会において定める。

(職員)

- 第23条 この法人に職員を置く。
- 2 この法人の設置経営する施設の長の他重要な職員（以下「施設長等」という。）は、理事会において、選任及び解任する。
  - 3 施設長等以外の職員は、理事長が任免する。

## 第5章 運営協議会

(運営協議会の設置)

- 第24条 この法人に運営協議会を置くことができる。

(運営協議会の委員の定数)

- 第25条 運営協議会の定数は10名以内とする。

(運営協議会の委員の選任)

- 第26条 運営協議会の委員は、各号に掲げる者から理事長が選任する。
- (1) 地域の代表者
  - (2) 利用者又は利用者の家族の代表者
  - (3) その他理事長が適当と認める者



(運営協議会の委員定数の変更)

第27条 法人が前々条に定める定数を変更しようとするときは、運営協議会の意見を聞かなければならない。

(意見の聴取)

第28条 理事長は、必要に応じて、運営協議会から、地域や利用者の意見を聴取するものとする。

(その他)

第29条 運営協議会については、この定款に定めのあるもののほか、別に定めるところによるものとする。

## 第6章 理事会

(構成)

第30条 理事会は、全ての理事をもって構成する。

(権限)

第31条 理事会は、次の職務を行う。ただし、日常の業務として理事会が定めるものについては理事長が専決し、これを理事会に報告する。

- (1) この法人の業務執行の決定
- (2) 理事の職務執行の監督
- (3) 会長、理事長及び常務理事の選定及び解職

(招集)

第32条 理事会は、理事長が招集する。

2 理事長が欠けたとき又は理事長が事故あるときは、理事長が予め理事会の議決を得て指名する常務理事が理事会を招集する。

(決議)

第33条 理事会の決議は、決議について特別の利害関係を有する理事を除く理事の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

2 前項の規定にかかわらず、理事（当該事項について議決に加わることができないものに限る。）の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたとき（監事が当該提案について異議を述べたときを除く。）は、理事会の決議があったものとみなす。

(議事録)

第34条 理事会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。

2 出席した理事長及び監事は、前項の議事録に記名押印する。

## 第7章 総裁、顧問及び参与

(総裁)

第35条 この法人に、総裁を置くことができる。総裁は、理事会の議決を経て、理事長が推戴する。

2 総裁は、この法人の運営に関し、理事長に意見を述べることができる。

(顧問及び参与)

第36条 この法人に、顧問及び参与を置くことができる。

2 顧問及び参与は、理事会の議決を経て、理事長が委嘱する。

3 顧問は、理事長の諮問に応じ、この法人の業務に関し意見を述べるものとする。

4 参与は、この法人の事業計画に関し意見を述べるものとする。

## 第8章 資産及び会計

(資産の区分)

第37条 この法人の資産は、これを分けて基本財産、その他財産、公益事業用財産及び収益事業用財産の4種とする。

2 基本財産は、次の各号に掲げる財産をもって構成する。

(1) 現金 50,000,000 円

(2) 建物

ア 東京都板橋区向原所在の鉄筋コンクリート造陸屋根7階建事務所及び共同住宅 1棟 (延1,350.31平方メートル)

イ 静岡県静岡市清水区所在の鉄筋コンクリート造陸屋根地下1階付平屋建宿舍 1棟 (617.98平方メートル)

及び鉄筋コンクリート造陸屋根平屋建集会所 1棟 (122.77平方メートル)

(3) 土地

ア 東京都板橋区小茂根所在の土地 1筆 (346.19平方メートル)

イ 東京都板橋区向原所在の土地 1筆 (1,490.64 平方メートル)

ウ 静岡県静岡市清水区所在の土地 1筆 (9,904.17 平方メートル)

3 その他財産は、基本財産、公益事業用財産及び収益事業用財産以外の財産とする。

4 公益事業用財産及び収益事業用財産は、第45条に掲げる公益を目的とする事業及び第46条に掲げる収益を目的とする事業の用に供する財産とする。

5 基本財産に指定されて寄附された金品は、速やかに第2項に掲げるため、必要な手続をとらなければならない。

#### (基本財産の処分)

第38条 基本財産を処分し、又は担保に供しようとするときは、理事総数（現在数）の3分の2以上の同意及び評議員会の承認を得て、厚生労働大臣の承認を得なければならない。

ただし、次の各号に掲げる場合には、厚生労働大臣の承認は必要としない。

(1) 独立行政法人福祉医療機構に対して基本財産を担保に供する場合

(2) 独立行政法人福祉医療機構と協調融資（独立行政法人福祉医療機構の福祉貸付が行う施設設備のための資金に対する融資と併せて行う同一の財産を担保とする当該施設整備のための資金に対する融資をいう。以下同じ。）に関する契約を結んだ民間金融機関に対して基本財産を担保に供する場合（協調融資に係る担保に限る。）

#### (資産の管理)

第39条 この法人の資産は、理事会の定める方法により、理事長が管理する。

2 資産のうち現金は、確実な金融機関に預け入れ、確実な信託会社に信託し、又は確実な有価証券に換えて、保管する。

#### (事業計画及び収支予算)

第40条 この法人の事業計画書及び収支予算書については、毎会計年度開始の日の前日までに、理事長が作成し、理事会の承認を受けなければならない。これを変更する場合も、同様とする。

2 前項の書類については、主たる事務所に、当該会計年度が終了するまでの間備え置き、一般の閲覧に供するものとする。

#### (事業報告及び決算)

第41条 この法人の事業報告及び決算については、毎会計年度終了後、理事長が次の書類を作成し、監事の監査を受け、かつ、第3号から第6号までの

書類について会計監査人の監査を受けた上で、理事会の承認を受けなければならない。

- (1) 事業報告
  - (2) 事業報告の附属明細書
  - (3) 貸借対照表
  - (4) 収支計算書（資金収支計算書及び事業活動計算書）
  - (5) 貸借対照表及び収支計算書（資金収支計算書及び事業活動計算書）の附属明細書
  - (6) 財産目録
- 2 前項の承認を受けた書類のうち、第1号、第3号、第4号及び第6号の書類については、定時評議員会に報告するものとする。ただし、社会福祉法施行規則第2条の39に定める要件に該当しない場合には、第1号の書類を除き、定時評議員会への報告に代えて、定時評議員会の承認を受けなければならない。
- 3 第1項の書類のほか、次の書類を主たる事務所に5年間備え置き、一般の閲覧に供するとともに、定款を主たる事務所に備え置き、一般の閲覧に供するものとする。
- (1) 監査報告
  - (2) 会計監査報告
  - (3) 理事及び監事並びに評議員の名簿
  - (4) 理事及び監事並びに評議員の報酬等の支給の基準を記載した書類
  - (5) 事業の概要等を記載した書類

(会計年度)

第42条 この法人の会計年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日をもって終わる。

(会計処理の基準)

第43条 この法人の会計に関しては、法令等及びこの定款に定めのあるもののほか、理事会において定める経理規程により処理する。

(臨機の措置)

第44条 予算をもって定めるもののほか、新たに義務の負担をし、又は権利の放棄をしようとするときは、理事総数の3分の2以上の同意がなければならない。

## 第9章 公益を目的とする事業

### (種別)

第45条 この法人は、社会福祉法第26条の規定により、利用者が、個人の尊厳を保持しつつ、自立した生活を地域社会において営むことができるよう支援することなどを目的として、次の事業を行う。

- (1) 肢体不自由児療育思想の普及
- (2) 肢体不自由児療育図書の刊行
- (3) 子ども発達支援センター事業の受託

2 前項の事業の運営に関する事項については、理事総数の3分の2以上の同意を得なければならない。

## 第10章 収益を目的とする事業

### (種別)

第46条 この法人は、社会福祉法第26条の規定により、次の事業を行う。

- (1) 賃貸住宅(向原フラット)及び職員宿舍の3階から7階30戸の内21戸(1,192.2㎡)の経営
- (2) 駐車場の経営
- (3) 貸事務所の経営

2 前項の事業の運営に関する事項については、理事総数の3分の2以上の同意を得なければならない。

### (収益の処分)

第47条 前条の規定によって行う事業から生じた収益は、この法人の行う社会福祉事業又は公益事業(社会福祉法施行令(昭和33年政令第185号)第13条及び平成14年厚生労働省告示第283号に掲げるものに限る。)に充てるものとする。

## 第11章 会 員

### (会員の資格)

第48条 会員は、肢体不自由児療育関係者及びこの法人の事業に理解を持ち協力するもので、入会を申し出た者をもって会員とする。

2 会員に関する規程は、別に定める。

## 第12章 支部

### (支部の設置)

第49条 この法人は、必要に応じ適當の地に支部を置くことができる。ただし、東京都には支部は置かない。東京都における支部業務は、この法人が行う。

2 支部に関する規程は、別に定める。

## 第13章 解散

### (解散)

第50条 この法人は、社会福祉法第46条第1項第1号及び第3号から第6号までの解散事由により解散する。

### (残余財産の帰属)

第51条 解散（合併又は破産による解散を除く。）した場合における残余財産は、評議員会の決議を得て、社会福祉法人及び社会福祉事業を行う公益財団法人のうちから選出されたものに帰属する。

## 第14章 定款の変更

### (定款の変更)

第52条 この定款を変更しようとするときは、評議員会の決議を受けて厚生労働大臣の認可（社会福祉法第45条の36第2項に規定する厚生労働省令で定める事項に係るものを除く。）を受けなければならない。

2 前項の厚生労働省令で定める事項に係る定款の変更をしたときは、遅滞なくその旨を厚生労働大臣に届け出なければならない。

## 第15章 公告の方法その他

### (公告の方法)

第53条 この法人の公告は、社会福祉法人日本肢体不自由児協会の掲示場に掲示するとともに、官報、新聞又は電子公告に掲載して行う。

### (施行細則)

第54条 この定款の施行についての細則は、理事会において定める。

2 前項に規定する細則には、第3章に規定する評議員会並びに第6章に規定する理事会の開催に際する議長の選任方法を定めるものとする。

#### 附 則

この法人の設立当初の役員は、次の通りとする。ただし、この法人の成立後、遅滞なく、この定款に基づき、役員を選任を行うものとする。

理 事	高 木 憲 次	堤 直 温
	近 藤 宏 二	岩 原 寅 猪
	片 山 良 亮	齋 藤 一 男
	齋 藤 文 雄	中 村 元 督
	原 泰 一	橋 本 龍 伍
	青 木 秀 夫	我 妻 栄
	赤 木 朝 治	

監 事	浜 口 雄 彦	千 金 良 宗 三 郎
-----	---------	-------------

附 則 この定款は、令和5年3月6日から施行する。

(過去の経緯)

昭和24年11月1日	寄付行為議決
昭和25年2月28日	財団法人設立認可
昭和27年3月5日	定款議決
昭和27年5月17日	社会福祉法人組織変更認可
昭和28年4月18日	定款一部変更認可
昭和28年11月30日	定款一部変更認可
昭和29年11月2日	定款一部変更認可
昭和31年8月29日	定款一部変更認可
昭和32年10月15日	定款一部変更認可
昭和33年7月26日	定款一部変更認可
昭和35年9月15日	定款一部変更認可
昭和37年9月7日	定款一部変更認可
昭和38年4月4日	定款一部変更認可
昭和39年4月9日	定款一部変更認可
昭和43年11月20日	定款一部変更認可
昭和45年3月5日	定款一部変更認可
昭和51年12月27日	定款一部変更認可
昭和55年1月25日	定款一部変更認可
昭和56年3月13日	定款一部変更認可
昭和63年8月17日	定款一部変更認可
平成元年7月25日	定款一部変更認可
平成3年6月29日	定款一部変更認可
平成4年5月6日	定款一部変更認可
平成5年9月28日	定款一部変更認可
平成7年9月7日	定款一部変更認可
平成11年11月5日	定款一部変更認可
平成22年2月8日	定款一部変更認可
平成24年3月19日	定款一部変更認可
平成24年12月21日	定款一部変更認可
平成29年3月15日	定款一部変更認可
令和2年12月24日	定款一部変更認可
令和3年9月10日	定款一部変更認可
令和4年9月15日	定款一部変更認可
令和5年3月6日	定款一部変更認可